

教 健 体 第 1 1 2 6 号
令和4年（2022年）2月1日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長
（札幌市を除く各市町村立学校長）

北海道教育庁学校教育局長 唐 川 智 幸
北海道教育庁教職員局長 伊 賀 治 康

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」の周知について（通知）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡がありましたので、通知します。

つきましては、当面の間、次の通知等における濃厚接触者及び「接触者のリストアップと対応方法【学校編】【事業所編】」によりリストアップした「感染の可能性がある者」の出席停止等の期間の基準は、陽性者との最終接触日の翌日から起算して7日間となります。ただし、その後においても日常的に行っている健康観察を確実にを行い、健康状態を学校において確認してください（厚生労働省では、10日間を経過するまでは、検温など健康状態の確認等を行うことになっております。）。

なお、この事務連絡によると、教職員は「社会機能の維持のために必要な事業に従事する者」に当たりうるとされていますが、このことについての道教委の考え方は、別途お知らせします。

また、市町村教育委員会においては、所管する学校に周知願います。

記

- 1 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2021.11.22 Ver.7）※2021.12.10一部修正（文部科学省）
- 2 学校における新型コロナウイルス感染症対策について（令和4年（2022年）1月21日付け教健体第1094号通知）
- 3 学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた臨時休業等の取扱いについて（令和4年（2022年）1月25日付け教健体第1100号通知）
- 4 大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について（令和4年（2022年）1月27日付け教健体第1113号通知）

健康・体育課企画・調整係
健康・体育課健康・体育指導係
福利課健康管理係